

清掃作業基準仕様書

この仕様書は、公立大学法人下関市立大学（以下「甲」という。）の管理する建物等施設の価値保存と損耗の防止、環境美化及び衛生の向上等を図ることを目的として実施する清掃作業（以下「業務」という。）の基準を示すものである。

甲は「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動に準じ、これらを適切に実行することとしている。この取組には受託者（以下「乙」という。）の協力が必要不可欠であり、当該委託業務関係者の業務管理や業務実施等にあたり、乙は本制度の趣旨を理解し、清掃作業は下記事項について特に留意し、業務を実施しなければならない。

記

I 共通事項

- 1 乙は、甲の教育・研究活動等に支障がないように留意するとともに、関係法令を厳守し、良好な環境衛生の維持と建物の保全に努め、安全管理に万全を期して業務を実施しなければならない。
- 2 乙は、建物構造並びに対象物に最も適した方法で、誠実かつ丁寧に業務を実施しなければならない。
- 3 乙は、業務に実施にあたっては、作業員の指揮監督を行うとともに、甲の担当者との連絡調整を行う主任者を常駐させなければならない。また、定期又は不定期に、乙に属する建築物清掃管理評価資格者により業務の実施状況を確認し、清掃業務及び業務の実施状況の質を低下させないようにしなければならない。
- 4 乙は、業務の実施にあたって、次の事項に十分注意しなければならない。
 - (1) 甲の教職員の業務及び学生の活動に支障のないよう配慮すること。
 - (2) 甲の慣行及び行事に支障のないよう配慮すること。
 - (3) 主任者及び作業員は、常に清潔に保たれた制服を着用すること。
 - (4) 甲の教職員、学生及び来学者に不快の念を抱かせないように、言動に注意すること。
 - (5) 作業現場では静粛にし、衛生及び火気の取り扱いに十分注意すること。
 - (6) 備品・器物等については、丁寧に扱うこと。
 - (7) 電気・水道の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - (8) 水を使用する際は、機械設備等を濡らさないよう注意すること。
 - (9) 塵芥を飛散させないこと。
 - (10) 清掃の対象となる素材（床・壁面等）には、引火性ガソリン、ベンジン等

の薬品を用いないこと。

- 5 乙が使用する資機材等は、すべて品質良好なもので、特に環境ラベリング事業（エコマークやグリーンマーク）の対象となっている製品や、リサイクル（分別）可能な製品を可能な限り積極的に使用すること。また、物品については、可能な限り再生品を使用すること。
- 6 乙が使用する消耗資機材、機械器具等に係る一切の経費は乙の負担とし、業務上必要な電気、ガス、水道及び電話の使用にかかる経費は甲の負担とする。
- 7 作業の実施にあたり、建物及び備品、その他に対して損害を与えたときは、当該損害の復旧に要する経費は乙の負担とする。
- 8 作業実施中、破損箇所及び異常等を発見したときは、直ちに甲の担当者に報告すること。
- 9 校舎等の改修工事が行われるときは、甲の担当者と連絡を密にし、円滑に作業を行うこと。
- 10 乙は、作業実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる作業実施計画表を本学担当者に提出すること。
- 11 業務中に事故が生じたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに、甲の担当者へ報告すること。詳細については、後日文書で報告すること。
- 12 業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに、甲の担当者へ報告し、その指示に従うこと。詳細については、後日文書で報告すること。
- 13 別紙10「特記仕様書（環境編簡易）」、別紙11特記仕様書（個人情報取扱の保護）」及び別紙12「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を遵守すること。

II 個別事項

1 建物区分

建物区分は、以下のとおりとする。

- (1) 本館Ⅰ棟
- (2) 本館Ⅱ棟
- (3) A講義棟
- (4) 学術センター
- (5) B講義棟
- (6) 学友会館
- (7) 厚生会館

(8) SDS 下関ドライビングアリーナ (体育館)

2 作業基準

業務は、日常清掃、定期清掃、特別清掃、屋外清掃 (環境整備) の 4 区分とし、以下及び別表に定める内容等に基づき行うものとする。特に指示がない場合は、原則として毎日実施するものとする。

(1) 日常清掃

① 通路等共用区域

作業対象	作業内容
床面	掃き拭き清掃
玄関マット	除塵
エントランスホール	ガラス及びステンレス拭き上げ
階段手摺	拭き上げ
休憩施設・机・椅子	拭き上げ
ごみ容器・灰皿	内容物処理
低位置ガラス	清掃
カーペット床	除塵

② トイレ

作業対象	作業内容
床面	掃き拭き清掃
衛生陶器	専用洗剤による洗浄清掃 (日常清掃で使用する尿石除去剤は受託者の負担とする。)
鏡	清掃
ごみ容器・灰皿	内容物処理
低位置ガラス	清掃

③ 講義棟専用区域 (教室の授業準備)

作業対象	作業内容
教員控室及び本館 3 階から 5 階の給湯室	清掃 (シンク及び三角コーナーを含む。コップ・急須等を除く。) 及びごみ回収
床面	掃き拭き掃除
黒板消し及びクリーナー	清掃
黒板・粉受け	清掃 (黒板は水拭不可)
黒板消しクリーナー内袋の損傷	新品と交換 (新品は支給)
黒板消しの損傷	新品と交換 (新品は支給)
教卓のチョーク粉	除去清掃

机・テーブル	消しゴムかす除去
カーペット床	除塵
忘れ物	学生支援課に提出
低位置ガラス	清掃
落書き	除去清掃（入学及び定期試験前）
残プリント	回収（入学及び定期試験前）

④ L-301 教室

作業対象	作業内容
床面	除塵
ホワイトボード	清掃
机・テーブル	消しゴムかす除去、落書き消し

⑤ ミネルバスタジオ・ラーニングcommons（毎週土曜日実施（祝日の場合は翌平日））

作業対象	作業内容
床面	掃き拭き清掃
ホワイトボード	拭き清掃
机・テーブル	消しゴムかす除去、落書き消し

⑥ 地下及び1階書庫（週1回毎週土曜日実施（祝日の場合は翌平日））

作業対象	作業内容
床面	除塵

⑦ 相談支援センター（週1回毎週金曜日に実施（祝日の場合を除く。））

作業対象	作業内容
床面	除塵

⑧ SDS 下関ドライビングアリーナ（体育館）サブアリーナ
（週3回毎週火・木・土曜日実施）

作業対象	作業内容
床面	掃き拭き清掃
更衣室	掃き拭き清掃
シャワー室	清掃
足拭きマット	洗濯

⑨ SDS 下関ドライビングアリーナ（体育館）武道場
（週3回毎週火・木・土曜日実施）

作業対象	作業内容
ホール床	除塵
更衣室	掃き拭き清掃

⑩ 構内外全域

作業対象	作業内容
本学敷地内及び敷地周辺	拾い掃き及び草抜き

⑪ その他

- ・ 降雨、降雪による雨水や雪も清掃対象とし、建物外部を含め実施すること。
- ・ その他、局所的に汚れが生じた場合は、迅速に対応すること。
- ・ 本業務基準に記載されている作業場所の清掃業務には、床面等の美観の確保のみならず、清掃員の手の届く範囲の扉・三方枠・ガラス面・石質面・溝・ドアノブ・手摺・設備・備品等の拭き上げのほか、作業場所に面する作業員の手の届かない壁面・天井及びその他設備・看板の除塵作業を含むものとする。

(2) 定期清掃（エアコンフィルター清掃以外は毎年8月～9月及び2月～3月に各1回実施）

① 床面洗浄及びワックス塗布

業務開始前に、業務区域内に人が入らないよう清掃中看板等を設置し、安全に努めるものとする。

床面の除塵を行った後、強アルカリイオン電解水にて表面洗浄する。洗浄後汚水を完全に回収し、十分に乾燥させた後、樹脂ワックスを2層塗りとする。光沢が上がらない箇所は、さらに1層塗ること。（使用するケミカル品は、エコマーク・グリーンマークの製品を使用すること。）

② カーペット洗浄清掃

床面を丁寧に除塵した後、PC教室はカプセルクリーニングを行い、その他の教室については、ウェットクリーニングとする。（ウェットクリーニングの場合はスチームリンス機を使用すること。また、使用するケミカル品は、エコマーク・グリーンマークの製品を使用すること。）

③ 各建物玄関周りとその周辺

陶器タイル・インターロッキングタイル部分は、高温水高圧洗浄とする。（環境保全のため、洗剤は使用不可。）

④ 衛生陶器（便器）清掃（学内全施設）

便器の水抜き後、尿石除去剤を使用する。尿石除去剤はテイクワンL10リットル1本を甲より提供する。清掃終了後は、甲へ返却すること。

⑤ エアコンフィルター清掃

ア 実施箇所

A講義棟、B講義棟（教員控室を含む。）及び本館Ⅰ・Ⅱ棟のエアコンフィルター清掃及び吹出口周辺の拭上清掃。

イ 実施時期

毎年5月大型連休中とする。ただし、理事長室、学長室、事務局長室及び教員研究室は、職員立会いの下、5月の平日に実施するものとする。

ウ 提出書類

(ア) 業務完了通知書 1部

(イ) 作業前後及び作業中写真(A4判製本) 1部

⑥ 高所ガラス清掃

ア 実施箇所

(ア) 本館Ⅰ棟、本館Ⅱ棟、A講義棟、B講義棟及び学術センターの建物
周り外面ガラス

(イ) 学友会館4階武道場の外面ガラス及び玄関ガラス上部

(ウ) 体育館入口、サブアリーナ及びメインアリーナの南側外面ガラス、
武道場外面ガラス

イ 実施時期

毎年8月16日から10月31日までとする。ただし、本館以外の施設は、9月22日までに行うものとする。(理事長室、学長室、事務長室及び教員研究室は、職員立ち会いの下、10月の平日に実施するものとする。)

ウ 提出書類

(ア) 業務完了通知書 1部

(イ) 作業前後及び作業中写真(A4判製本) 1部

⑦ 本館網戸清掃

ア 実施箇所

(ア) 本館。ただし、1階事務局、キャリアセンター、国際交流センター、
同窓会センター、2階入試部事務室、経営企画部事務室を除く。

(イ) A講義棟、B講義棟

イ 実施時期

毎年10月1日から10月31日までとする。ただし、理事長室、学長室、事務長室及び教員研究室は、事務職員立会いの下、平日に実施するものとする。

ウ 提出書類

(ア) 業務完了通知書 1部

(イ) 作業前後及び作業中写真(A4判製本) 1部

⑧ 床剥離洗浄及びワックス塗布清掃

業務開始前に、業務区域内に人が入らないよう清掃中看板等を設置し安全に努めるものとする。

床面の除塵を行った後、強アルカリイオン電解水にて完全剥離洗浄とする。洗浄後汚水を完全に回収し、十分に水拭き、乾燥させた後、樹脂ワックスを3層塗りとする。光沢が上がらない箇所は、さらに1層塗ること。(使用するケミカル品は、エコマーク・グリーンマークの製品を使用すること。)

ア 実施箇所

- (ア) 2023年度 A講義棟教室
- (イ) 2024年度 B講義棟教室
- (ウ) 2025年度 A講義棟及びB講義棟通路
- (エ) 2026年度 本館教室、厚生会館及び学術センター
- (オ) 2027年度 本館及び学友会館通路

イ 実施時期

毎年8月16日から9月22日までとする。

ウ 提出書類

- (ア) 業務完了通知書 1部
- (イ) 作業前後及び作業中写真(A4判製本) 1部

(3) 特別清掃(随時)

- ① 入学式、卒業式及び大学祭(各年1回)等のイベント会場のイベント実施前後の清掃。(業務基準については、日常清掃に準ずる。)
- ② イベント前には、各会場のガラス中位置までの洗浄清掃とする。
- ③ 入学試験(年7回程度)及び定期試験(年2回)前は、会場内、什器備品の落書き消しを行い、その他の部位については、入念な清掃を行う。
- ④ 大学入学共通テスト試験時の巡回清掃。
- ⑤ 甲の担当者の要請による、研究室等の清掃。

(4) 屋外清掃(環境整備)

- ① 敷地内通路、テラス、植え込み、駐車場、駐輪場、グラウンド、側溝等(学内テニスコート及び駐車場を含む。)清掃及び除草。(落ち葉の清掃を含む。)(週1回程度)
- ② 敷地周辺の清掃及び軽微な除草。(毎月第1週及び第3週に各1回程度)
- ③ その他必要に応じて行う簡易的な環境整備作業。(随時)

3 その他

- (1) 大学入学共通テスト以外の入学試験当日は、原則として作業を行わないものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項であっても、施設管理上随時に軽微な作業等の実施が必要になった場合、乙は甲の要請により、請負金額の範囲内で当該作業等を実施するものとする。
- (3) その他、業務の実施について疑義が生じた場合は、甲乙双方が協力して解決

するものとする。